最近話題の「廃プラ」問題を鑑み

流通プラハンガーの取り扱いについて

広域認定制度による
遵法運用のご案内
（ＡＰＲＥＳ活動）

ＦＹＳ株式会社

Plastics Smart

会社説明

名　　称	ＦＹＳ株式会社
業　　種	アパレル副資材製造卸
代表者名	古池　邦夫（ふるいけ くにお）
所　在　地	〒500-8238　岐阜市細畑６丁目7-3
創業／設立	2001年1月
資　本　金	10,000千円
電話番号	058-249-3666
大阪営業所	〒541-0059 大阪市中央区博労町1-9-8堺筋ＭＳ第2ビル6F
RRセンター	〒501-6031　岐阜県笠松町米野163-1
電話番号	058-372-2803
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	www.fys-jp.com
本件担当者	井口 洋　APRES事業部　TEL　058-372-2803

どこへ行く？衣料品用廃プラ数億本!!

環境に優しい！　ハンガー回収～再利用の新スキーム

APRES® FYS サスティナビリティ推進計画

ACTIVITY PLASTIC RECYCLING ECOLOGY SUCCESS

【活動・プラスチック・リサイクル・エコロジー・成功】

廃プラゼロを目指して！

CSR の一環として、物流ハンガーのリユース・リサイクルを通じ、
環境保護への取り組み、及びハンガーコストの削減へ！

Plastics Smart

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

FYS株式会社は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

第21回 グリーン購入大賞
優秀賞受賞

GPN Green Purchasing Network®

FYS co.,ltd.

2017年 中国が廃プラ受入れ拒否!

中国　李克強首相
「海外ごみの輸入を厳しく禁じる。水がきれいで空が青い中国を築いていかなければならない。」

https://www.youtube.com/watch?v=cQtUIJykGwo&t=2s

これまでは、日本や先進各国は中国に廃プラを購入してもらってました。

中国受け入れ拒否の結果　廃プラごみ行き場無し

＊タイも2018年8月より廃プラの輸入禁止

廃プラ輸出業者
「廃プラの業界では、それはもう大変ですよ。」

韓国ＫＢＳ
「ご覧の通り、ペットボトルのようなプラスチックのごみが、そのまま残っています。」

回収しきれない、と言う業者と住民の間で、トラブルにまで発展しています。

新聞各紙の「廃プラ」関係記事

3 総合　第3種郵便物認可　岐阜

レジ袋有料、義務化

環境省方針 プラごみ削減促進

環境省がプラスチックごみ削減に向け、買い物の際に配られるレジ袋の有料化を小売店などに義務付ける方針を固めたことが11日、分かった。来週にも中央環境審議会小委員会で示す「プラスチック資源循環戦略」の素案に盛り込む。容器包装リサイクル法などの関連法改正も視野に、実施時期や義務化の対象といった具体策を中環審で議論する考えだ。

プラごみは海洋汚染の原因として国際的に関心が高まっており、原田義昭環境相はレジ袋に関し記者会見などで「便利だから使うというだけではいけない」と、有料化で使用量削減を図る必要性を強調していた。ただ、コンビニなど小売業界の一部に異論があり、消費者負担にもつながるため、検討が難航する可能性もある。

具体策では、小売店がレジ袋代を客から徴収するほか、レジ袋に新税を課して環境対策に充てることなどが想定される。小規模な個人商店が対応できるのかといった課題も議論の対象となる。一方、素案にはプラスチック製品のリサイクルなどに関する目標も明記する。国際的な「海洋プラスチック憲章」の削減目標を上回る数値や達成時期の前倒しを打ち出す方向で調整している。

憲章は6月の先進7カ国首脳会議（G7サミット）で欧州連合（EU）などが署名したが、日本は米国と共に加わらず、批判を浴びた。このため安倍政権は、

各国の株価下落を示すボード
後、東京・八重洲

2018.10.12岐阜新聞

プラごみ 行き場なし

中国が輸入制限・国内処理も限界

スキャナー SCANNER

関東地方の廃棄物処理業者の敷地に積み上がったプラスチックごみ

60か国 削減へ規制

日本 取り組み

2018.07.02読売新聞

環境省「中国影響で自治体ごみ処理24％増」2018/10/19岐阜新聞

2018年（平成30年）10月19日 金曜日

プラごみ 自治体24%で増

保管量 中国輸入禁止で

環境省

環境省が18日発表した中国のプラスチックごみ輸入禁止を受けた影響調査で、24・8%の自治体で処理業者に保管されている量が増加していることが分かった。一部の自治体では保管量の基準の上限を超えるケースもあった。

中国はリサイクル資源として海外のプラごみを利用していたが、環境汚染への懸念から昨年末に輸入禁止へ転換した。日本国内で不法投棄は確認されなかったが、処理が追いつかない実態が浮き彫りとなった。

環境省は「今後、不法投棄の発生を懸念している自治体もあり、さらなる実態の把握を進めたい」とし、処理施設の新増設支援を強化する。2019年度予算で、業者への補助金を前年度当初比3倍の45億円に増やす方針だ。

都道府県、政令指定都市など122自治体と605の業者を対象として1～7月の状況を調査。102自治体と175業者が回答した。

プラごみ保管量の上限超過など基準違反があったのは5自治体で、処理先の確保が困難になっていると答えたのは34自治体だった。

プラごみを焼却したり破砕したりする中間処理業者の56・0%と、処分場に埋め立てる最終処分業者の25・0%で処理量が増えた。増加幅は2割未満が大半だった。受け入れ制限を現在も行っている、受け入れ制限を現在検討中と回答した業者は計34・9%だった。

日本は、年間約150万トンを輸出、処理を海外に任せている。昨年まで、うち半分程度を中国が受け入れていたという。

環境省の調査結果ポイント

- 24.8%の自治体で、処理業者に保管されているプラスチックごみの量が増加
- 5自治体でプラごみの保管量の上限超過など基準違反が発生
- 34自治体が処理先の確保が困難になっていると回答
- 中間処理業者の56.0%と、最終処分業者の25.0%が処理量が増えたと回答

奈良中期 大仏造立の関連施設？ 滋賀 東山遺跡の2棟の建物跡発見

暴力団幹部射殺 懲役13年の判決

環境省「レジ袋有料化を明記」プラスチック・スマートマークを企業に配付2018/10/20岐阜新聞

環境省戦略素案

レジ袋有料化を明記

使い捨てプラ25%削減

プラごみ減へ新マーク

環境省 企業などのPR用

Plastics Smart

国内の企業やNPOなどが、プラスチックごみ削減に取り組んでいることを消費者らにアピールするための新マークを19日、環境省が発表した＝イラスト＝。ホームページやパンフレット、名刺などに使ってもらうことでプラごみ問題への社会的な関心を高める狙いがある。

プラごみを流出させず美しい海を保つイメージの図柄と「賢く使う」などの意味を込めた「プラスチックスマート」のロゴを組み合わせた。

飲料や洗剤のボトルに使うプラスチックの量を独自の工夫で減らしたメーカーや、紙製ストローを取り入れた外食企業などに採用を働きかける。新マークを使う企業や団体は年内に開設する専用サイトから登録する。

この影響で、日本国内の廃プラ業者も
ハンガーの処理において
異素材混合のミックスプラハンガーの
受け入れ拒否（受入のハードルが高くなった）
（処分代発生）
⇒膨大な処理費用発生
⇒各自治体の処理負担増

流通ハンガー処理に対して、
廃プラを少なくし、環境にやさしく、
且つ合法的な 処理が望まれる!!

★従来型プラスチックハンガー循環図

FYS co.,ltd.

ハンガーメーカー → アパレル業者 → ハンガー装着 洋服運送 → 全国の店舗or物流センター → 陳列ハンガー掛け替え

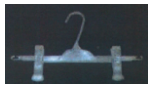

一部は自主的に回収してリユースしている場合もある

不要ハンガー

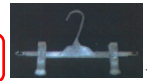

ケース①

不要ハンガー破棄運搬

廃プラ処理工場

再生チップ

処理不能廃プラ焼却炉

【従来型】
- 資源の無駄
- 処理コスト発生
- 環境問題他人任せ
- 各館のハンガー置き場まで移動
- 自治体に対する処理負荷
- 焼却による温室効果ガス発生
- 地球温暖化拍車
- ハンガー運用費用が必要

物量の大半が
①リサイクルか
②焼却

▲ プラスチック投入状況

不要廃プラとして焼却工場などへ

ケース②

①大手リテーラーから処分されるハンガーは産業廃棄物と見なされています。
産業廃棄物処理法第3条1項　環廃産第1303299号4（2）①
ハンガーを排出するリテーラー様は、排出者責任が有ります。産業廃棄物処理法第12条2~6項

弊社は流通ハンガーの廃棄物処理において環境省から「広域認定制度」の許認可を受けた、ハンガー業者です

②広域認定業者に、流通ハンガーの扱いを一任すると、その企業様は様々なメリットが生じます。

③弊社は既に、国内の大手リテーラー様数社 と
（イオン様・大手アパレル様など）
取組みこの制度に則り、遵法運用しております。

環境大臣認定の「広域認定書」

環循規発第 1805093 号

認　定　証

岐阜県岐阜市細畑六丁目７番３号
ＦＹＳ株式会社
代表取締役　古池　邦夫

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の４の３第３項において準用する第９条の９第６項の変更の認定を受けた者であることを証する。

平成 30 年５月９日

環境大臣　　中川　雅治

記

１．認定の年月日　平成 27 年 10 月５日

２．認定番号　第 248 号

３．産業廃棄物の種類

ＦＹＳ株式会社が自ら製造したプラスチック製ハンガーが産業廃棄物となったもの

４．処理を行う区域

全国

広域認定制度とは・・・

環境省のH/Pのコピー

広 域 認 定 制 度

本制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等※）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体毎の許可を不要とする特例制度

※ 製造業者等が処理を担うことにより、製品の性状・構造を熟知していることで高度な再生処理等が期待できること等の、第三者にはない適正処理のためのメリットが得られる場合が対象となります。したがって、単に他人の廃棄物を広域的に処理するというだけでは認定は受けられません。
なお、通常の運搬過程で容易に腐敗する等による生活環境の保全上の支障が生ずるような廃棄物は対象となりません。

認 定 に 係 る 主 な 考 え 方

◎ 廃棄物の処理を製造事業者等が行うことにより、処理に係る廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
◎ 廃棄物の処理を行う者（委託を受けて処理を行う者を含む。）の事業の内容が明らかであり、かつ、当該者に係る責任の範囲が明確であること。
◎ 一連の処理の行程を統括して管理する体制が整備されていること。
◎ 処理の行程において廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることとされていること。
◎ 処理を他人に委託して行う場合にあっては、経理的及び技術的に能力を有すると認められる者に委託するものであること。
◎ 二以上の都道府県の区域において廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
◎ 再生又は再生がされないものにあつては熱回収（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第七項に規定する熱回収をいう。以下同じ。）を行つた後に埋立処分を行うものであること。

概 念 図

ハードルが高い許認可制度

詳細内容

産業廃棄物の処理は各地方公共団体毎の許可が必要ですが、この制度は産廃処理を行うに当たり、環境大臣の認定を受ければ全国広域での処理が可能な、特例制度です。従って地方公共団体毎の産廃許可が不要になります。

流通ハンガー業界において広域認定取得業者は弊社が第1番目で、
２０２０年7月現在
全国で弊社を含み3社

★APRESによるプラスチックハンガー循環図

FYS co.,ltd.

ＦＹＳからハンガー納入 → アパレル業者 → ハンガー装着 洋服運送 → 全国の店舗or物流センター → 陳列ハンガー掛け替え

掛け替え終了ハンガー

【APRES型】
- 資源の循環型
- 処理コスト発生は0
- 環境問題積極参加
- 運送業者が店舗まで回収に行く
- 自治体の処理負荷大幅軽減
- 焼却による温室効果はほぼ0
- 地球温暖化を僅かでも軽減
- ハンガー運用費用は0
- ハンガー代の削減

物量のほぼ100%がリユース可能

完成リユースハンガー

リユース作業

回収ハンガー

ＦＹＳ㈱　ＲＲセンター

回収ハンガー運送

店舗までハンガーを回収

【従来型】と【APRES型】の比較

Plastics Smart

【従来型】

- 資源の無駄
- 処理コスト発生
- 環境問題他人任せ
- 各館のハンガー置き場まで移動
- 自治体に対する処理負荷
- 焼却による温室効果ガス発生
- 地球温暖化拍車
- ハンガー運用費用が必要
- 物量の大半がリサイクルか焼却
- ハンガー代のコストは従来通り

【APRES型】

- 資源の循環型
- 処理コスト発生は0
- 環境問題積極参加
- 運送業者が店舗まで回収に行く
- 自治体の処理負荷大幅軽減
- 焼却による温室効果はほぼ0
- 地球温暖化を僅かでも軽減
- ハンガー運用費用は0
- 物量のほぼ100%がリユース可能
- ハンガー代のコスト削減

FYŠ co.,ltd.

APRESのハンガーのサイクル図

この循環サイクルをFYSが一括管理

リユース・リサイクル実態を年1回環境省に報告義務

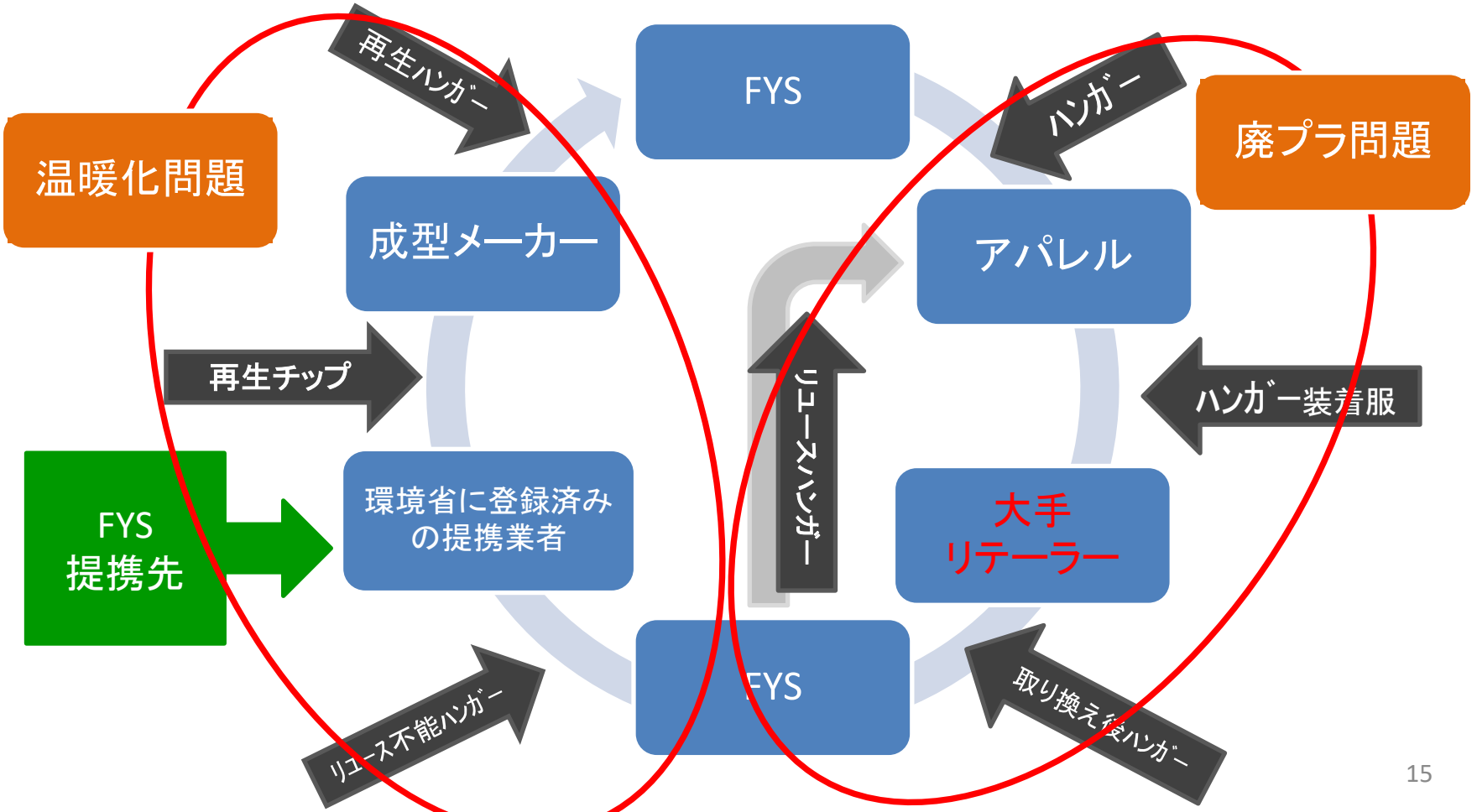

【某大手リテーラー様と回収システム構築】

某大手リテーラー様より仕入先に「環境を考慮したCSRの一環として
広域認定取得のFYSを指定業者とする」旨の通達文

↓

某大手リテーラー様仕入先全社に、TEL・訪問し詳細の説明

【大手リテーラー様 約1,000店舗以上において】
東京納品代行様の回収管轄店舗と
西濃運輸様の回収管轄店舗に区分。
それぞれの店舗に決められた方法で送り状配布

様々な種類のハンガーを
混入梱包

上記2社の運送会社より
各店舗より回収されたハンガーを
FYS米野RRセンターまで運搬

各企業・各店舗ごとの回収に関して

①店舗毎の日々の送り状
②出荷日・到着日
③ｹｰｽ数・本数
④処理開始（リユース作業）開始日
⑤処理終了（リユース作業）終了日
⑥重量管理
⑦リユースした量
⑧リサイクルした量

デイリー管理をしています!!

月度集計 → 管理データとして保管

取組先に回収数量報告

APRES取組先の各企業様に毎月の回収状態を報告

上記同様の報告内容を、アパ産加盟企業に対しても対応可能の働きかけ

月単位・4半期単位など

報告データを基にアパレル業界全体で廃プラ削減の意識向上

管理データを基に年に1度環境省にリユース量リサイクル量の「広域認定報告書」作成義務

広域認定報告書

平成30年6月21日

環境大臣　殿

申請者
住　所：岐阜県岐阜市細畑6-7-3
名　称：FYS株式会社
代表者の氏名：古池邦夫　印
電話番号：058-249-3666

平成27年10月5日付け第248号で認定を受けた廃棄物の広域的処理に係る特例について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第６条の24（又は第12条の12の13において準用する第６条の24）の規定に基づき、平成29年度の報告書を提出します。

1．処理を行った廃棄物の種類ごとの数量

番号	廃棄物の種類	数　量（t）	構成比※
1	プラスチック製ハンガー リユース対象ハンガー	49.55 t	23.3%
2	プラスチック製ハンガー リサイクル対象ハンガー	163.46 t	76.3%
	合　計	213.01 t	100.0%

2．処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量

番号	廃棄物の種類	数　量（t）	構成比※
1	無し		
	合　計		

3．再生品の種類ごとの数量

番号	再生品	数　量（t）	構成比※
1	プラスチック製ハンガー リユース対象ハンガー	49.55 t	23.3%
2	プラスチック製ハンガー リサイクル対象ハンガー	163.46 t	76.3%
	合　計	213.01 t	100.0%

4．熱回収により得られた熱量

番号	熱回収	熱　量（kcal）	計算方法
	無し		

5．当該認定に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置

減量及び適正な処理の確保を図るため、排出者と運用面で相互検討しております。

備　考

1　この報告書は、前年４月１日から３月31日までの広域認定に係る廃棄物の処理等について６月30日までに提出すること。

2　「構成比※」は「１．廃棄物の種類ごとの数量」の合計に対して百分率で記載すること。

3　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

【担当者情報】

①　氏　名：井口　洋

②住　所：〒500-8238　岐阜県岐阜市細畑6丁目7-3

③所　属：経営企画室　ＲＲ事業部長

④連絡先：TEL：　058-372-2803　　FAX：　058-372-2816

Mail：　h-iguchi@fys-jp.com

近い将来

このシステムを国内数カ所に展開予定

岐阜米野を中心拠点として関東・関西・九州・北海道と回収拠点を展開

①物流コストの軽減
②各地での雇用の拡大

岐阜米野RRセンターにおいても、パートさん10人⇒21人の実績

弊社が推進するリユース・
リサイクルハンガーの
事業拡大方針が・・・

公的機関の岐阜県産業経済振興センターより、大変サスティナビリティーが高く時代性をとらえている。として

A評価を受けました

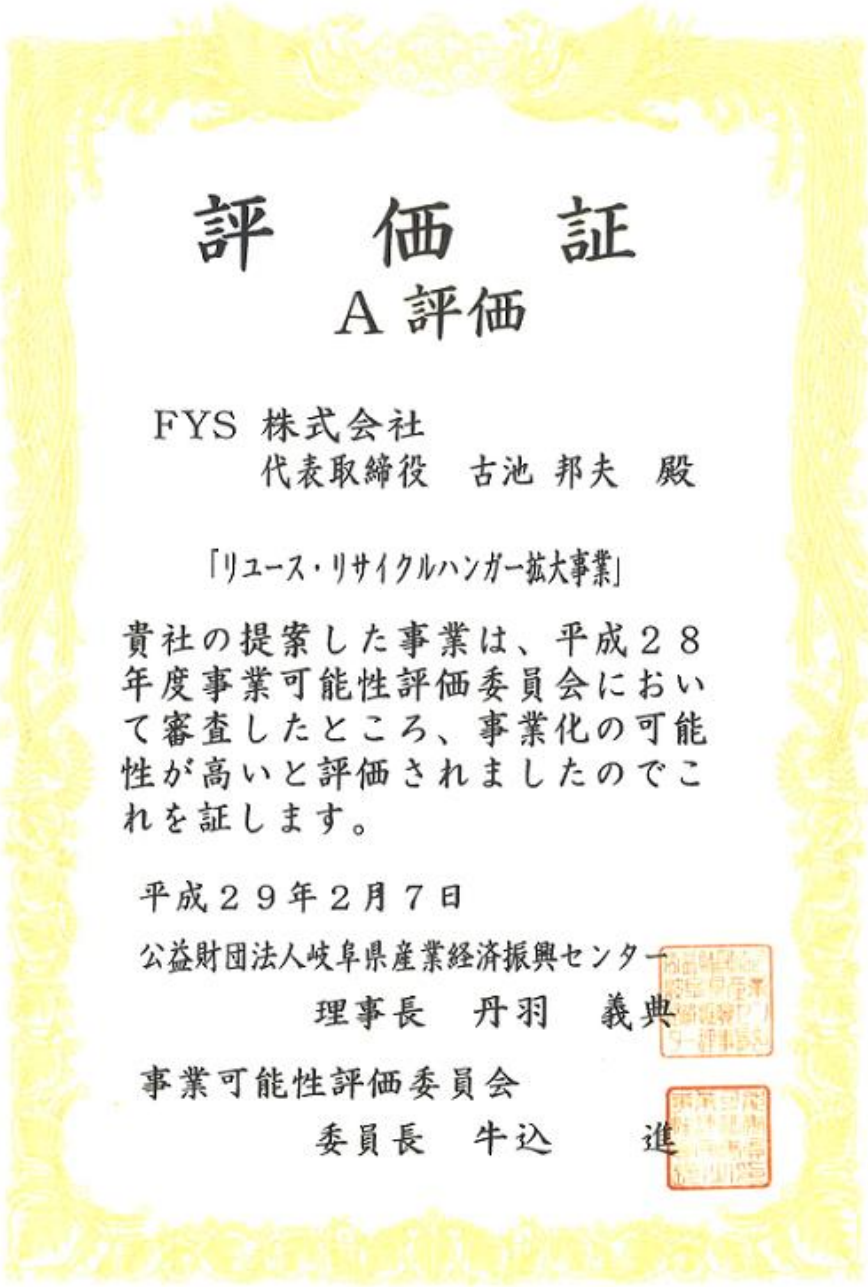

評　価　証

A 評価

FYS 株式会社
代表取締役　古池 邦夫　殿

「リユース・リサイクルハンガー拡大事業」

貴社の提案した事業は、平成２８年度事業可能性評価委員会において審査したところ、事業化の可能性が高いと評価されましたのでこれを証します。

平成２９年２月７日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
理事長　丹羽　義典

事業可能性評価委員会
委員長　牛込　進

最後に・・

アパレル業界の代表的な企業として、また産業界全体の社会的責任として・・・

流通ハンガーの処理を、自分事として考え、環境に負荷をかけることなく対応するべきではないでしょうか・・広域認定に基づく遵法運用により、店舗が入館している館に、依存する事が減ると同時に「廃プラ」も減り、結果的に各自治体の負担を、減らす事となります。これが環境省が謳う資源の循環型社会となり、廃プラ問題や温暖化問題にわずかながら寄与し環境貢献に結びつく事になるのだと思います。
このような、弊社の働きかけの趣旨をご理解頂き、新スキーム取組みの、ご検討頂ければ幸いです。そしてこの取り組みが、さらには、アパレル産業界全体で国連が提唱するSDGsの17目標の1つである「目標12:つくる責任つかう責任」にも貢献ができることに繋がっていくのだと確信しております。
以上、ハンガーの遵法運用スキーム「APRES」のご案内でした。

最後までご清聴いただき、ありがとうございました。　　ＦＹＳ株式会社

環境省 広域認定書
2015年10月取得

環循規発第 1805093 号

認　定　証

岐阜県岐阜市細畑六丁目７番３号
ＦＹＳ株式会社
代表取締役　古池　邦夫

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の４の３第３項において準用する第９条の９第６項の変更の認定を受けた者であることを証する。

平成 30 年５月９日

環境大臣　　中川　雅治

記

１．認定の年月日　平成 27 年 10 月５日

２．認定番号　第 248 号

３．産業廃棄物の種類

ＦＹＳ株式会社が自ら製造したプラスチック製ハンガーが産業廃棄物となったもの

４．処理を行う区域

全国

日本SDGs協会事業認定
2020年９月取得

JSA CERTIFIED

SDGs事業認定証

RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION

12 つくる責任 つかう責任

物流ハンガー循環型APRES事業

This is to certify that

FYS株式会社

The Sustainable Development Goals are the blueprint to achieve a better and more sustainable future for all. They address the global challenges we face, including those related to poverty, inequality, climate, environmental degradation, prosperity, and peace and justice. The Goals interconnect and in order to leave no one behind, it is important that we achieve each Goal and target by 2030.

一般社団法人 日本SDGs協会
Japan SDGs Association

第21回

グリーン購入大賞

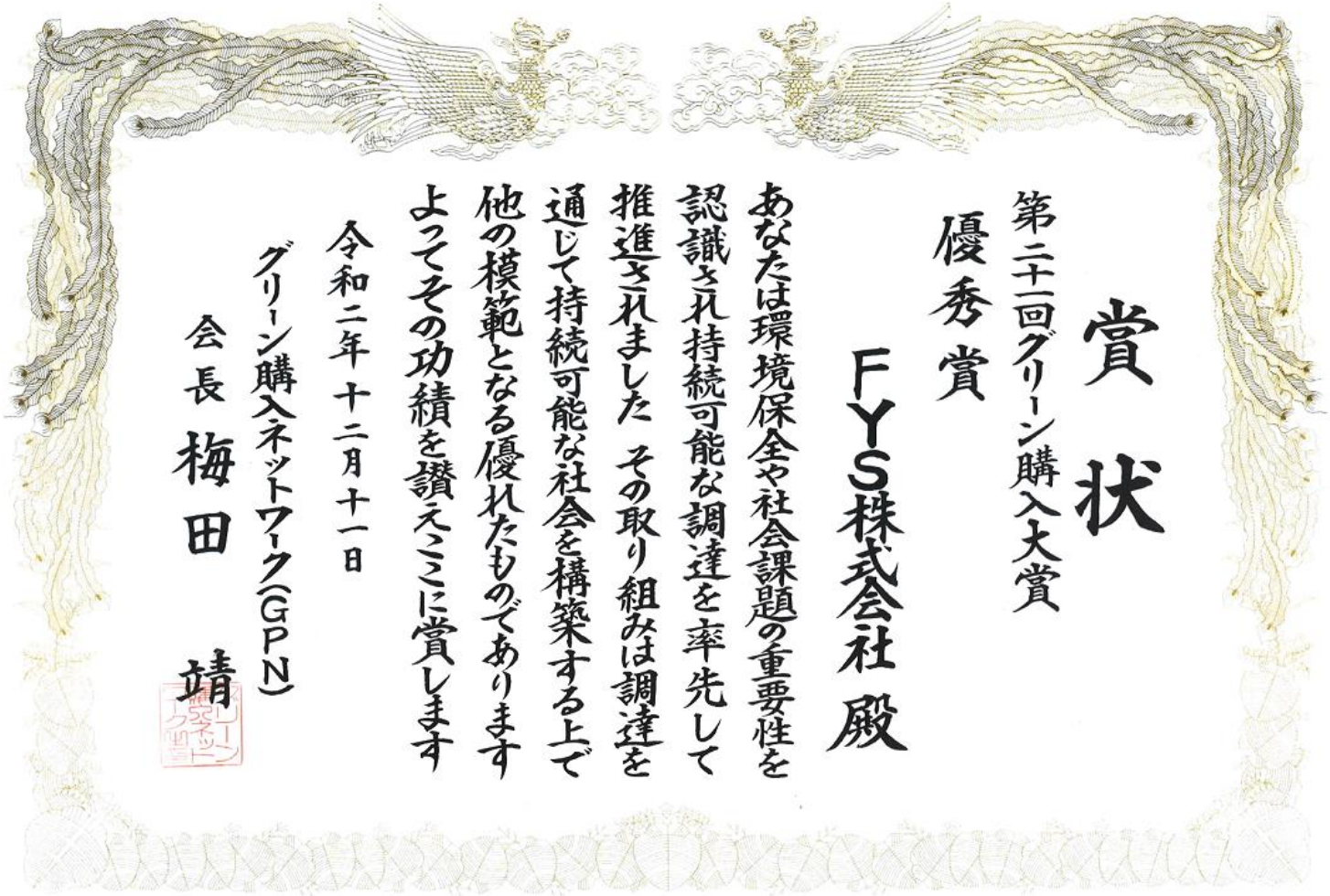

賞状

第二十一回グリーン購入大賞

優秀賞

FYS株式会社 殿

あなたは環境保全や社会課題の重要性を認識され持続可能な調達を率先して推進されました その取り組みは調達を通じて持続可能な社会を構築する上で他の模範となる優れたものであります よってその功績を讃えここに賞します

令和二年十二月十一日

グリーン購入ネットワーク(GPN)

会長 梅田 靖

グリーン購入ネットワーク
2020年12月